

建設共済保険 (法定外労災補償制度)

— 建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします。 —

公益法人の運営で掛金が魅力、

この機会に経費の見直しを!

建設共済保険は、昭和45年に全国建設業協会の要請に応じてスタートした我が国初の労災上乘せ補償保険です。建設業界による自主的な共済保険制度であり、営利事業ではなく低経費で運営しています。

また、補償対象を、国の労災保険ではカバーできない慰謝料など追加補償を必要とするケースが多いと考えられる「死亡および障害1～7級と傷病1～3級」に絞ることで、安い掛金で高額の補償を行えるようになっていきます。企業の安定経営、また大切な社員、ご家族のために、是非この機会に加入をご検討ください。

【建設共済保険の掛金の目安は】(年間完成工事高契約の場合)

◆掛金は直前1年間の完成工事高に基づいて計算を行います。

補償対象者：現場労働者となります(下請を含みます。)

*被災者への補償はもちろんのこと、災害発生時に企業が負担する諸費用も補償します。

年間掛金は以下のとおりです。

保険金区分合計 1,000万円 (被災者補償保険金 500万円) (諸費用補償保険金 500万円) の場合	完工高	土木一式工事	建築一式工事
	1億円	33,440円	12,760円
	2億円	59,280円	22,620円
	5億円	125,400円	47,850円
	10億円	220,400円	84,100円
	50億円	874,000円	333,500円

※保険金区分合計を2,000万円、3,000万円、4,000万円、5,000万円とする場合は、それぞれ上記掛金の2倍、3倍、4倍、5倍となります。

※役員、事務職員等の方も追加加入いただけます。詳しくはお問い合わせください。

【建設共済保険の特長】(年間完成工事高契約)

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ④元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑤代表者(保険契約者)も補償(従業員300人以下の場合)
- ⑥経営事項審査において15点の加点

◆「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

【育英奨学事業】

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

【労働安全衛生推進事業】

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ・更衣室導入費用の助成
- 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人 建設業福祉共済団

ご契約に関するお問い合わせ  0120-913-931

その他のお問い合わせ 03-3591-8451

URL:<https://www.kyousaidan.or.jp/>

建設共済保険



検索 

取扱機関

一般社団法人 香川県建設業協会

Tel 087-851-7919